地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月2日

横浜市契約事務受任者 教育次長 木村 奨

1 契約の概要

秋葉中学校における中庭のインターロッキングに隆起が見られるため、掘削調査を 実施する

- 2 履行(納品)場所 横浜市戸塚区秋葉町271-3 (秋葉中学校)
- 3 契約日 令和4年7月15日
- 4 履行日又は履行期間令和4年7月15日から令和4年7月31日
- 5 契約金額 ¥407,000.-
- 5 契約の相手方(名称及び所在)横浜市港南区野庭町562-14有限会社佐藤組 代表取締役 佐藤 誠
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 中庭タイルの状態が急激に悪化し配管の漏水も疑われることから、被害に対し緊急 に対応する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 災害協力事業者名簿の中から、当該箇所を熟知しており迅速に対応可能な有資格者を 選定した。
- 9 所管課 教育委員会事務局 教育施設課